

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、日頃からご配慮願っているところですが、建設業を取り巻く厳しい経営環境が続く中、特に経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

また、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、施工管理のより一層の徹底が求められています。

つきましては、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるようお願いいたします。

□ また、本文書（A3に拡大）を工事現場事務所の下請業者が見やすい場所に掲示するとともに、すべての下請業者に写しを渡して周知されるようお願いいたします。

□ なお、本文書にお示しする事項以外にも、建設業法に基づく元請人と下請人の関係等に係る留意点として、「建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省資料 <http://www.mlit.go.jp.common/001059098.pdf>）が定められていますので、ご確認くださいようお願いいたします。

記

□1 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

また、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際は、公共工事設計労務単価が、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないことを十分に理解の上、適切に取り扱うこと。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会から『総合工事業者・専門工事業者における工事見積条件の明確化について『施工条件・範囲リスト』（標準モデル）の作成』の申合せがなされているので参考すること。

□2 法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重による社会保険への加入徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保すること。

これを踏まえ、元請人においては、下請人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（別紙サンプル参照）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。

下請人が再下請に出す場合も同様であり、元請人は下請人にこれを要請すること。

□3 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を締結すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書により、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請人と十分な協議をせず、又は下請人の協議に応じることなく、元請人が一方的に決めた請負代金の額を下請人に提示し、その額で下請人に契約を締結させる行為(いわゆる指値発注)を行うことがないよう留意すること。

また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請人は、①下請人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

□4 検査及び引渡しについて

元請人は、下請人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

□5 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請人は下請人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請建設企業に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共事業に係る前払金については、下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設業者は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

□6 下請人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請人は、下請人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、貸金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、元請人は、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請人への支払の適正化に配慮すること。なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも

踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

□7 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

元方事業者による統括管理責任の徹底及び適正な労災補償給付の実施のため、下請負人を含めた現場入場者について、日報等により適切に把握を行い、所属、氏名、必要な教育・資格の有無等の的確な把握を行うこと。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結した時はその額に関わらず、契約書の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳（特記仕様書に定める「施工体制台帳（福岡県発注工専用様式1～3）」）をすみやかに作成し、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳（福岡県発注工専用様式1～3）の写しを発注者に提出すること及び施工体系図（福岡県発注工専用様式3）を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。

□8 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であることから、請負者においては、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、技能労働者に対して公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえた適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

また、平成27年3月から、国土交通省において「新労務単価」や「品確法の運用指針」などの相談を総合的に受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」が開設されており、必要に応じ当該相談窓口を活用されたい。

□9 消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、元請人と下請人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局の「駆け込みホットライン」や福岡県建築都市部建築指導課においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、留意されたい。

□10 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。

別紙

(サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)

〇〇〇株式会社 殿

住所
株式会社

見積金額 (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
△△工事				A
材料費				
労務費(法定福利費を除く)				B
経費				C
うち ○○費				
労働災害防止対策費				
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E=B×p
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F=B×q
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G=B×r
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H=B×s
合計	B	15.150% t	J=B×t

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合
※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定

小計	J=D+H
消費税等	K=J×5%(8%)
合計	L=J+K

(国土交通省資料抜粋)

標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]
= 労務費総額 × 法定保険料率

[算出手順例]

1. 労務費総額(B)を各個人・業界の実情に合わせた方法で算出

2. 労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E、F、G、H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする。

介護保険料率の算式=1.55%/2×52.3%=0.405%(r)

3. 各保険料の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出。
(I=E+F+G+H または B×t)

4. 小計額(J)を算出。

5. 消費税(K)を算出。

6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。